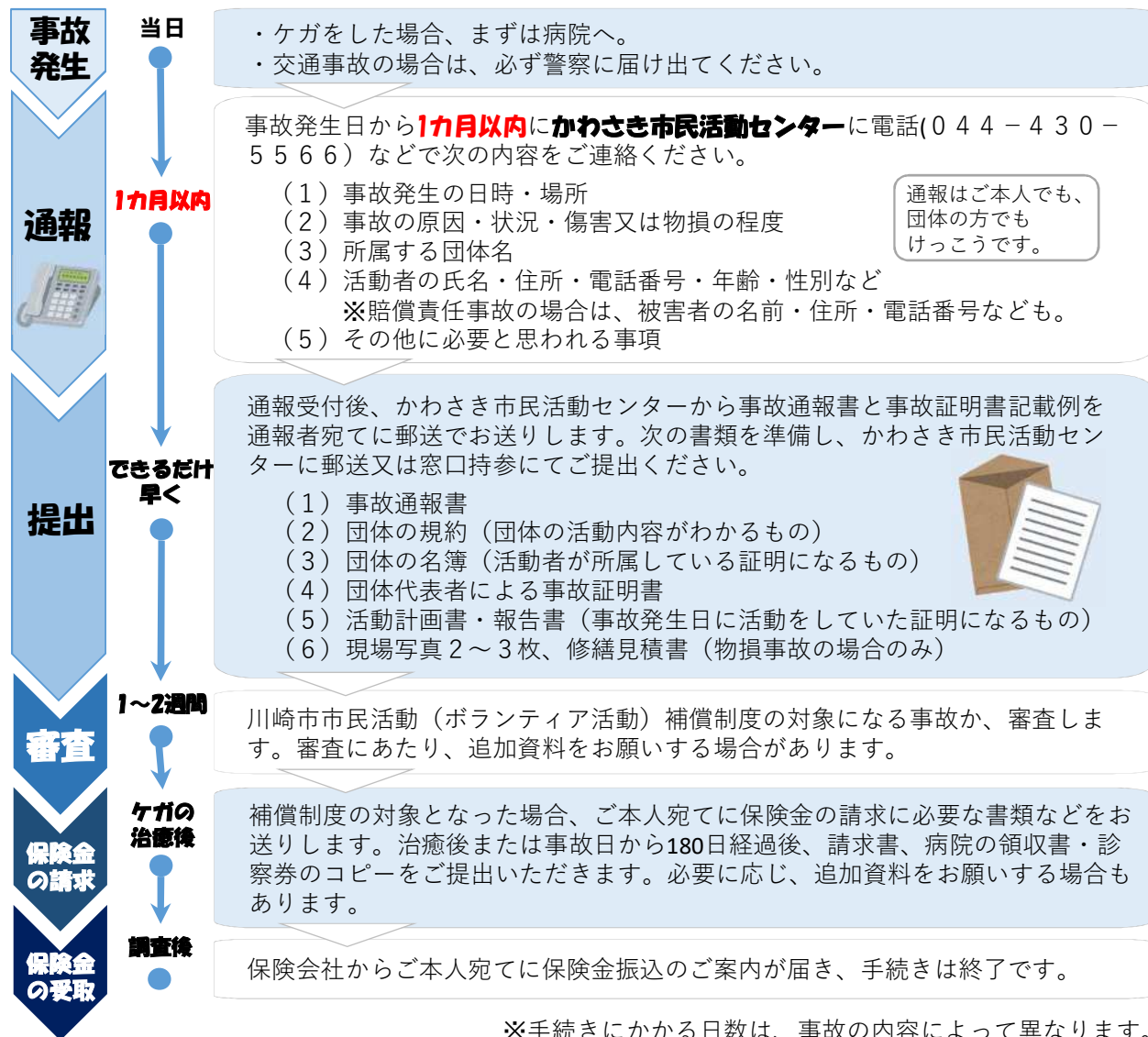


事故が起きてしまったら・・・



※手続きにかかる日数は、事故の内容によって異なります。

事故通報受付窓口／問い合わせ先	
公益財団法人かわさき市民活動センター	
〒211-0004 川崎市中区新丸子東3丁目1100番地12	
・電話	044-430-5566
・受付時間	平日・土曜 9:00～21:00 日曜・祝日 9:00～17:30
・休館日	毎月第3月曜日(祝日の場合は翌日火曜日)、年末年始(12/29～1/3)
・FAX	044-430-5577

川崎市問い合わせ先	受付時間	平日8:30～12:00、13:00～17:00
川崎市役所 市民文化局 コミュニティ推進部 市民活動推進課	☎044-200-2349	高津区役所 地域活動支援係 ☎044-861-3144
川崎区役所 相談情報担当	☎044-201-3132	橋出張所 地域振興担当 ☎044-777-2355
大師支所 地域振興係	☎044-271-0137	宮前区役所 地域活動支援係 ☎044-856-3135
田島支所 地域振興係	☎044-322-1968	向丘出張所 地域振興担当 ☎044-866-6461
幸区役所 相談情報担当	☎044-556-6608	多摩区役所 地域活動支援係 ☎044-935-3133
日吉出張所 地域振興担当	☎044-599-1121	生田出張所 地域振興担当 ☎044-933-7111
中原区役所 地域活動支援係	☎044-744-3159	麻生区役所 相談情報担当 ☎044-965-5119

令和6年4月1日発行

令和6年度

川崎市市民活動 (ボランティア活動) 補償制度のご案内

市民活動を支援します

市民の皆さんが安心して市民活動に取り組めるよう、公益財団法人かわさき市民活動センターが受付窓口となっています。

事前の手続きは…

この制度は、対象者及び対象活動の事前登録を必要としません。

活動内容が対象となるものかどうかは、状況等によって判断いたします。あらかじめ、補償をお約束する制度ではありませんので、ご注意ください。

この保険は活動者の万が一の事故のための最低限の補償を行う制度であり、各市民活動団体においては活動内容を踏まえ、ご自身で加入する保険契約について十分にご検討ください。

川崎市
KAWASAKI CITY

対象となる方

川崎市内に在住、在勤又は在学の方を主体とした市内に活動拠点のある**団体**及びその**会員**

対象となる活動

- ① **自主的**に構成されたグループ又は地域住民組織が、
- ② **無報酬**で、（実費弁償的なものは問題ありません。）
- ③ **継続的・計画的**に、（団体規約等により確認します。）
- ④ **公益性**のある、

次のような活動（傷害事故における準備活動及び活動への往復の経路を含む。）が市民活動補償制度の対象となります。

対象となる市民活動の例

活動の種類	活 動 の 内 容
保健・福祉 環境などの 活 動	① 社会福祉施設等への援護活動 ② 高齢者・心身障害者(児)等への援護活動 ③ 清掃美化活動 ④ 資源回収・リサイクル活動 ⑤ 公共的団体が行なう募金活動 ⑥ 地域防災活動 ⑦ 交通安全活動 ⑧ 地域保健衛生活動
スポーツ・ 文化などの 活 動	① スポーツ活動の指導（危険度が高い運動を除く。） ② 文化活動の指導 ③ 生涯学習活動の指導 ＊但し、 イベント等の参加者は除きます 。参加者は別途、傷害保険等に参加することをお勧めします。
その他の 地域活動	① 地域住民組織の運営 ② 地域施設の運営 ③ 地域会議等の運営

対象とならない主な活動⚠⚠⚠

- ◎ 政治、宗教を目的とする活動

◎ 害虫・害獣駆除のために行う活動

◎ 海難・山岳救助のために行う活動

◎ 野焼き又は山焼きを行う活動

◎ 営利を目的とする活動

◎ 職場などで行事として行う活動

◎ 日本国外におけるすべての活動

◎ 趣味的・自助的な活動

◎ 職務遂行中や職業に従事している
ときの活動

◎ 突発的・一時的な善意の行為
など

補償内容

種 類	賠 償 責 任 事 故				傷 害 事 故		
対象となる 事故	市民活動中に、市民活動者又は第三者の生命・身体・財物に損害を与え、被害者から損害賠償を求められ、法律上の賠償責任を負う事故 【免責金額（自己負担額）5,000 円を越える部分について支払われます。】				市民活動中に発生した急激かつ偶然な外来の事故で、市民活動者が死亡・負傷した事故 （「急激」とは、原因または結果の発生を避け得ない程度に急迫した状態をいい、「偶然」とは、原因又は結果の発生が、対象者にとって予知できない状態をいい、「外来」とは、原因の発生が対象者の身体に内在するものではないことをいいます。）		
区 分	身体賠償	財物賠償	保管物賠償	生産物賠償	死 亡	後遺障害	入院・通院
補 償 額	最高 1 名 1 億円 1 事故 5 億円	最高 1,000 万円	最高 500 万円	身体賠償、財物賠償に同じ	500 万円	最高 500 万円	事故日から 180 日を対象とする 入院 3,600 円／日 (180 日以内) 通院 2,400 円／日 (90 日以内)
内 容	他人の身体に損害を与えた場合	他人の財物に損害を与えた場合	他人からの預かり品や管理しているものを滅失・き損・汚損等により被害を与えた場合	製造した物又は提供された役務により身体賠償責任又は財物賠償責任が生じた場合	傷害事故を原因として事故の日から 180 日以内に死亡した場合	傷害事故を原因として事故の日から 180 日以内に後遺障害が生じた場合	傷害事故を原因として入院又は通院を要することとなった場合 ただし、入院通院先によっては規定どおりの金額にならない場合がある
事故の例 (※)	※ 実際に生じた事故については、その都度具体的に判断を行いますので、「事故の例」に掲載されている事案が必ずしも補償の対象になるとは限りません。ご注意ください。						
対象とならない 主な事故	① 市民活動者の故意によるもの ② 地震・噴火・津波・洪水等の天災によるもの ③ 市民活動者が所有・使用・管理する車両によるもの ④ 施設の改築・修理等の工事による事故によるもの ⑤ 戦争・暴動によるもの ⑥ 原子力によるもの、など				① 市民活動者の故意によるもの ② 地震・噴火・津波・洪水等の天災によるもの ③ 市民活動者の脳疾患、心神喪失、疾病によるもの ④ 他覚症状のない、むち打ち症、腰痛によるもの ⑤ 市民活動者の無資格運転や酒酔い運転によるもの ⑥ 労災や公務災害補償の適用を受けるもの ⑦ 戦争・暴動によるもの ⑧ 熱中症、細菌性食中毒、ウィルス性食中毒によるもの ⑨ 原子力によるもの、など		

◎ 詳しい補償内容については、お問い合わせください。

よくある質問

Q 町内会対抗の運動会への参加者が、リレーで走っているときに、転んでケガをした事故は対象となるか。
A 参加者は対象外です。対象となるのは、運営を担っている役員など、市民活動を行っている方だけです。

Q 市民活動中に、不審な人物がいたので、取り押さえようとして、格闘の末、ケガをしたが対象となるか。
A 対象となる事故は、活動者が事故を予測できず、避けられない、外部からの要因による事故です。
この場合は、事前にケガをすることが予測できるため、対象外です。

Q 送迎ボランティア活動中に、人身事故を起こした上に、自分もケガをしたが対象となるか。
A 活動者が運転する車両の賠償責任事故は対象外です。車両運転中の事故で対象となるのは、活動者自身のケガだけです。

その他、よくある質問は↓コチラから。



詳しくは..

川崎市市民活動補償制度

検索